（緊急時対策所） **第二十九条**　［略］ 2　緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備が設けられていなければならない。	（緊急時対策所） **第二十九条**　［略］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。